

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6636978

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the PATENT NUMBER 9,524,724 previously recorded on Reel 055748 Frame 0883. Assignor(s) hereby confirms the THE CORRECTIVE ASSIGNMENT FOR CHANGE OF NAME FOR CORRECT NUMBER 9,524,742.

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
YOUTEC CO., LTD.	05/09/2018

RECEIVING PARTY DATA

Name:	ADVANCED MATERIAL TECHNOLOGIES, INC.
Street Address:	956-1, NISHI-HIRAI, NAGAREYAMA-SHI
City:	CHIBA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	270-0156

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number
Patent Number:	9524742

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)721-8250

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: (202) 721-8216

Email: afreistein@wenderoth.com

Correspondent Name: ANDREW FREISTEIN

Address Line 1: 1025 CONNECTICUT AVE. NW, SUITE 500

Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20036

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	01648GEN
NAME OF SUBMITTER:	ANDREW B. FREISTEIN
SIGNATURE:	/Andrew B. Freistein/
DATE SIGNED:	04/02/2021
	This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63).

Total Attachments: 30

source=EPAS Confirmation#page1.tif
 source=EPAS Confirmation#page2.tif
 source=Original Cover Sheet#page1.tif

source=Original Cover Sheet#page2.tif
source=Original Cover Sheet#page3.tif
source=Original Cover Sheet#page4.tif
source=Original Cover Sheet#page5.tif
source=Original Cover Sheet#page6.tif
source=Original Cover Sheet#page7.tif
source=Original Cover Sheet#page8.tif
source=Original Cover Sheet#page9.tif
source=Original Cover Sheet#page10.tif
source=Original Cover Sheet#page11.tif
source=Original Cover Sheet#page12.tif
source=Original Cover Sheet#page13.tif
source=Original Cover Sheet#page14.tif
source=Original Cover Sheet#page15.tif
source=Change_of_Name#page1.tif
source=Change_of_Name#page2.tif
source=Change_of_Name#page3.tif
source=Change_of_Name#page4.tif
source=Change_of_Name#page5.tif
source=Change_of_Name#page6.tif
source=Change_of_Name#page7.tif
source=Change_of_Name#page8.tif
source=Change_of_Name#page9.tif
source=Change_of_Name#page10.tif
source=Change_of_Name#page11.tif
source=Change_of_Name#page12.tif
source=Change_of_Name#page13.tif



Electronic Patent Assignment System

Confirmation Receipt

Your assignment has been received by the USPTO.
The coversheet of the assignment is displayed below:

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT										
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the PATENT NUMBER previously recorded on Reel 046463 Frame 0924. Assignor(s) hereby confirms the CHANGE OF NAME WRONGLY RECORDED IN US 9,524,724 INSTEAD OF US 9,524,742.										
CONVEYING PARTY DATA											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Name</th> <th>Execution Date</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YOUTEC CO., LTD.</td> <td>05/09/2018</td> </tr> </tbody> </table>		Name	Execution Date	YOUTEC CO., LTD.	05/09/2018						
Name	Execution Date										
YOUTEC CO., LTD.	05/09/2018										
RECEIVING PARTY DATA											
<table border="1"> <tr> <td>Name:</td> <td>ADVANCED MATERIAL TECHNOLOGIES, INC.</td> </tr> <tr> <td>Street Address:</td> <td>956-1, NISHI-HIRAI, NAGAREYAMA-SHI</td> </tr> <tr> <td>City:</td> <td>CHIBA</td> </tr> <tr> <td>State/Country:</td> <td>JAPAN</td> </tr> <tr> <td>Postal Code:</td> <td>270-0156</td> </tr> </table>		Name:	ADVANCED MATERIAL TECHNOLOGIES, INC.	Street Address:	956-1, NISHI-HIRAI, NAGAREYAMA-SHI	City:	CHIBA	State/Country:	JAPAN	Postal Code:	270-0156
Name:	ADVANCED MATERIAL TECHNOLOGIES, INC.										
Street Address:	956-1, NISHI-HIRAI, NAGAREYAMA-SHI										
City:	CHIBA										
State/Country:	JAPAN										
Postal Code:	270-0156										
PROPERTY NUMBERS Total: 1											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Property Type</th> <th>Number</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Patent Number:</td> <td>9524724</td> </tr> </tbody> </table>		Property Type	Number	Patent Number:	9524724						
Property Type	Number										
Patent Number:	9524724										
CORRESPONDENCE DATA											
Fax Number:	(202)721-8250										

Phone: (202) 721-8216
Email: afreistein@wenderoth.com
Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.
Correspondent Name: ANDREW FREISTEIN
Address Line 1: 1025 CONNECTICUT AVENUE NW, SUITE 500
Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20036

ATTORNEY DOCKET NUMBER:

01648GEN

NAME OF SUBMITTER:

ANDREW B. FREISTEIN

Signature:

/Andrew B. Freistein/

Date:

03/24/2021

Total Attachments: 28

source=Change_of_Name#page1.tif
source=Change_of_Name#page2.tif
source=Change_of_Name#page3.tif
source=Change_of_Name#page4.tif
source=Change_of_Name#page5.tif
source=Change_of_Name#page6.tif
source=Change_of_Name#page7.tif
source=Change_of_Name#page8.tif
source=Change_of_Name#page9.tif
source=Change_of_Name#page10.tif
source=Change_of_Name#page11.tif
source=Change_of_Name#page12.tif
source=Change_of_Name#page13.tif
source=Original Cover Sheet#page1.tif
source=Original Cover Sheet#page2.tif
source=Original Cover Sheet#page3.tif
source=Original Cover Sheet#page4.tif
source=Original Cover Sheet#page5.tif
source=Original Cover Sheet#page6.tif
source=Original Cover Sheet#page7.tif
source=Original Cover Sheet#page8.tif
source=Original Cover Sheet#page9.tif
source=Original Cover Sheet#page10.tif
source=Original Cover Sheet#page11.tif
source=Original Cover Sheet#page12.tif
source=Original Cover Sheet#page13.tif
source=Original Cover Sheet#page14.tif
source=Original Cover Sheet#page15.tif

RECEIPT INFORMATION

EPAS ID: PAT6618505
Receipt Date: 03/24/2021

[Return to home page](#)

| [HOME](#) | [INDEX](#) | [SEARCH](#) | [eBUSINESS](#) | [CONTACT US](#) | [PRIVACY STATEMENT](#)

PATENT
REEL: 055812 FRAME: 0690

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5030708

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
YOUTEC CO., LTD.	05/09/2018

RECEIVING PARTY DATA

Name:	ADVANCED MATERIAL TECHNOLOGIES, INC.
Street Address:	956-1, NISHI-HIRAI, NAGAREYAMA-SHI
City:	CHIBA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	270-0156

PROPERTY NUMBERS Total: 25

Property Type	Number
Application Number:	12865788
Application Number:	13001089
Patent Number:	9431242
Patent Number:	9966283
Application Number:	13690263
Patent Number:	9171745
Application Number:	13812075
Patent Number:	8877520
Patent Number:	9486834
Patent Number:	9524724
Patent Number:	9831417
Application Number:	14466186
Application Number:	14543024
Patent Number:	9773968
Patent Number:	9903898
Patent Number:	9976219
Patent Number:	9887348
Application Number:	14620519
Patent Number:	9873948
Application Number:	14886138

PATENT

Property Type	Number
Application Number:	14963359
Application Number:	15373907
Application Number:	15319149
Application Number:	15325592
Patent Number:	6913675

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)721-8250
Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.
Phone: 202-721-8200
Email: wlp@wenderoth.com
Correspondent Name: WENDEROTH, LIND & PONACK, L.L.P.
Address Line 1: 1030 15TH STREET, N.W., SUITE 400 EAST
Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20005

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	01648GEN
NAME OF SUBMITTER:	MICHAEL A. TOMPKINS
SIGNATURE:	/Michael A. Tompkins/
DATE SIGNED:	06/29/2018

Total Attachments: 13
source=Change_of_Name#page1.tif
source=Change_of_Name#page2.tif
source=Change_of_Name#page3.tif
source=Change_of_Name#page4.tif
source=Change_of_Name#page5.tif
source=Change_of_Name#page6.tif
source=Change_of_Name#page7.tif
source=Change_of_Name#page8.tif
source=Change_of_Name#page9.tif
source=Change_of_Name#page10.tif
source=Change_of_Name#page11.tif
source=Change_of_Name#page12.tif
source=Change_of_Name#page13.tif

TRANSLATOR'S STATEMENT

I declare and state that I am knowledgeable in the Japanese and English languages; that I made and reviewed the attached partial translation of the certified copy of the Certificate of All Historical Matters related to Advanced Material Technologies, Inc., of which the corporate body number is 0400-01-038485, and registered in the commercial registry, from the Japanese language into the English language; and that I believe the attached partial translation is accurate, true and correct to the best of my knowledge and ability.

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true.

June 18, 2018
Date

Mutsuyasu YANASE
Typed Name

M. Yanase
Signature

履歴事項全部証明書

千葉県富山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

会社法人番号	0400-01-038485	
商号	<u>株式会社ユーテック</u>	
	アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会 社	平成30年 5月 9日変更
		平成30年 5月18日登記

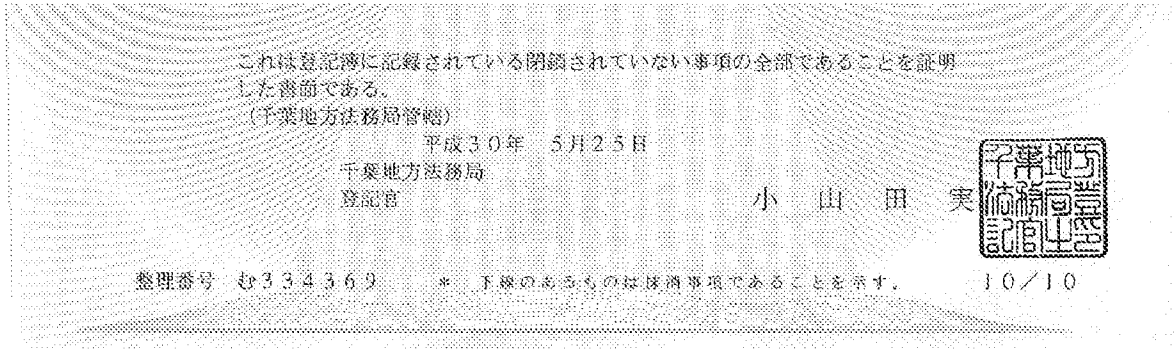
Certificate of All Historical Matters
(Translation)

956-1, Nishi-hirai, Nagareyama-shi, Chiba
Advanced Material Technologies, Inc.

Corporate Number 0400-01-038485

Trade Name Youtec Co., Ltd.
Advanced Material Technologies, Inc.

Changed on May 9, 2018
Registered on May 18, 2018



This instrument certifies that the foregoing statements are all the matters that have been recorded in the corporate registry and remain unreleased for the abovementioned entity.

(Jurisdiction of Chiba District Legal Affairs Bureau)

May 25, 2018

Chiba District Legal Affairs Bureau

Registrar Minoru Oyamada (with official seal)

Reference No. MU334369

* Underlined sections indicate deleted items.

10/10

履歴事項全部証明書

千葉県流山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

会社法人等番号	0400-01-038485	
商号	株式会社ユーテック	
	アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社	平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記
本店	千葉県流山市南流山六丁目2番地の3	
	千葉県流山市大字西平井956番地の1	平成 9年 5月14日移転
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
		平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記
会社成立の年月日	平成4年3月3日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置、ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 2. 減圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 3. 大気圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 4. 環境関連装置並びに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 5. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに、海外製品の輸出、販売、保守 6. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業 7. ライセンス販売事業 8. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置並びに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 2. 減圧プロセス及び大気圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 3. 環境関連装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 4. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに、海外製品の輸入、輸出、販売、保守 5. 金型、機械部品ならびに樹脂製品等の薄膜成膜などの受託加工 6. ウェハ受託加工等のファウンドリーサービス及び電子デバイスの製造販売 7. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業 8. ライセンス販売事業 	

	<p>9. 産業機械のプロセス、設計、製造、設置及び購入に関するコンサルタント</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>平成27年 6月25日変更 平成27年 7月 3日登記</p>	
	<p>1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>2. 減圧プロセスおよび大気圧プロセスによる産業用装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>3. 環境関連装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>4. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに海外製品の輸入、輸出、販売、保守</p> <p>5. 金型、機械部品ならびに樹脂製品等の薄膜成膜などの受託加工</p> <p>6. ウェハ受託加工等のファウンドリーサービスおよび電子デバイスの製造販売</p> <p>7. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業</p> <p>8. 知的財産に係るライセンスおよび販売事業</p> <p>9. 産業機械のプロセス、設計、製造、設置および購入に関するコンサルタント</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
発行可能株式総数	1768株	
	7600株	平成30年 5月 9日変更
		平成30年 5月18日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 903株	平成15年 9月19日変更
		平成15年 9月22日登記
株券を発行する旨の定め	<p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記</p>	
		平成30年 5月11日廃止 平成30年 5月18日登記
資本金の額	金2億2260万円	平成15年 9月19日変更
		平成15年 9月22日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	<p>普通株式 903株</p> <p>A種優先株式 6697株</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額</p>	

	<p>相当額（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式無償割当て（会社法第185条に定める株式無償割当てをいう。以下同じ。）、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率7.0%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算として、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金の全部または一部を支払ったときは、当該配当額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、第1項に定めるA種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産が、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配額の全額を支払うのに不足する場合には、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、その有するA種優先残余財産分配額に比例して当該残余財産を分配する。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者には、その持株比率に応じて（但し、A種優先株式については、その時点において普通株式に転換されたと仮定して算定する。）残余財産を分配する。</p> <p>3. 普通株式と引換えにする取得請求権</p> <p>A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、A種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付することを請求することができるものとする。</p> <p>(1) 当初取得価額</p> <p>取得価額は、当初、1株につき株式取得時の1株当たりの払込金額とする。</p> <p>(2) 取得価額の調整</p> <p>(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p>
--	---

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数および株式分割により当社が保有する自己株式に割当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(i i) 当社普通株式の併合を行う場合には、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(i i i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（2）号において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式は全てその取得請求権または取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、発行済普通株式数に算入されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{（発行済普通株式の）} \times \text{（当社が保有する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、上の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれ

それぞれ読み替える。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当該株式の取得と引換えに当会社の普通株式を取得しうる株式を発行し、または当社が保有するそのような株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され、それと引換えに普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式または新株予約権の取得と引換えに取得される当会社の普通株式1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の行使または新株予約権の取得の際に負担すべき金額として当社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本（v）による取得価額の調整は、当社または当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員若しくはアドバイザーに対してストックオプションの目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権（その目的とする普通株式の累計が、当該新株予約権の発行直後における当社の発行済株式総数（自己株式の数を控除するものとし、その時点において発行され当社が保有していない優先株式は全てその取得請求権または取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、また当社が保有していない新株予約権は全て行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ発行済株式総数に算入されるものとする。）の10%（但し、行使期間満了等により失効または当社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとし、また取締役会の全会一致でより大きな割合を定めた場合には当該割合とする。）以内である場合に限る。）には適用されないものとする。

(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、

	<p>あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。</p> <p>(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、または資本金の額の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i) 前(i)のほか、当会社の普通株式の発行済株式の総数(但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i i) 上記(a)(i v)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。</p> <p>(i v) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使が行われた場合を除く。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。</p> <p>(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項の決定後、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。</p> <p>(3) 取得価額の調整を行わない場合 前(2)号の定めにかかわらず、A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。</p> <p>(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 A種優先株式の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> $\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$ <p>但し、A種優先株式の払込金額は、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</p> <p>4. 株式の取得条項(一斉取得) 当会社が、国内外の国際的に認知された金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の決議により決定し、上場申請を行った場合には、当会社は取締役会の決議をもって定める日にA種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、A種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付することができるものとする。この場合、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、かかるA種優先株式の払込金額(但し、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の総額を3に基づいて定められ</p>
--	---

	<p>るその時点における取得価額で除して得られる数（A種優先株主ごとに、1株未満の端数が生じた場合には、当該端数を四捨五入した数）とする。</p> <p>5. 議決権 A種優先株主は、当社の株主総会およびA種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記</p>	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成22年 1月 1日設置 平成22年 1月14日登記</p>	
役員に関する事項	<p>取締役 本 多 祐 三 平成24年12月19日重任 平成25年 1月11日登記</p>	
	<p>取締役 本 多 祐 三 平成26年12月25日重任 平成27年 1月 5日登記</p>	
	<p>取締役 本 多 祐 三 平成28年 6月23日重任 平成28年 6月29日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成25年12月18日就任 平成26年 1月 6日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成27年 6月25日重任 平成27年 7月 3日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成29年 6月19日重任 平成29年 6月23日登記</p>	

	取締役	遠藤 修一	平成26年 5月 9日就任
			平成26年 5月28日登記
	取締役	遠藤 修一	平成26年12月25日重任
			平成27年 1月 5日登記
	取締役	遠藤 修一	平成28年 6月23日重任
			平成28年 6月29日登記
			平成29年 6月19日退任
			平成29年 6月23日登記
	取締役	山本 尚之	平成29年 6月19日就任
			平成29年 6月23日登記
			平成29年12月31日辞任
			平成30年 1月15日登記
	取締役	日下部 直明	平成30年 1月 1日就任
			平成30年 1月15日登記
千葉県四街道市下志津新田2545番地682 代表取締役	本多 祐三	平成24年12月19日重任	
		平成25年 1月11日登記	
		平成26年12月25日重任	
千葉県四街道市下志津新田2545番地682 代表取締役	本多 祐三	平成27年 1月 5日登記	
		平成28年 6月23日重任	
千葉県四街道市下志津新田2545番地682 代表取締役	本多 祐三	平成28年 6月29日登記	
		平成28年 6月29日登記	
	監査役	古山 晃一	平成26年 5月 9日就任
			平成26年 5月28日登記
			平成27年 3月29日辞任
			平成27年 4月 8日登記

	<p>監査役 瀬田 義雄</p> <p>監査役 瀬田 義雄</p> <p>監査役 井手 幸夫</p>	<p>平成27年 3月30日就任</p> <p>平成27年 4月 8日登記</p> <p>平成27年 6月25日重任</p> <p>平成27年 7月 3日登記</p> <p>平成29年12月31日辞任</p> <p>平成30年 1月15日登記</p> <p>平成30年 1月 1日就任</p> <p>平成30年 1月15日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年12月20日設定 平成18年12月21日登記</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成30年 5月 9日設定 平成30年 5月18日登記</p>	
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>

千葉県流山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年11月25日移記

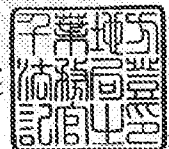
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(千葉県地方務局管轄)

平成30年 5月25日

千葉県地方務局
登記官

小山田実



整理番号 ち334369

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

PATENT

TRANSLATOR'S STATEMENT

I declare and state that I am knowledgeable in the Japanese and English languages; that I made and reviewed the attached partial translation of the certified copy of the Certificate of All Historical Matters related to Advanced Material Technologies, Inc., of which the corporate body number is 0400-01-038485, and registered in the commercial registry, from the Japanese language into the English language; and that I believe the attached partial translation is accurate, true and correct to the best of my knowledge and ability.

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true.

June 18, 2018
Date

Mutsuyasu YANASE
Typed Name

M. Yanase
Signature

履歴事項全部証明書

千葉県富山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

会社法人番号	0400-01-038485	
商号	<u>株式会社ユーテック</u>	
	アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会 社	平成30年 5月 9日変更
		平成30年 5月18日登記

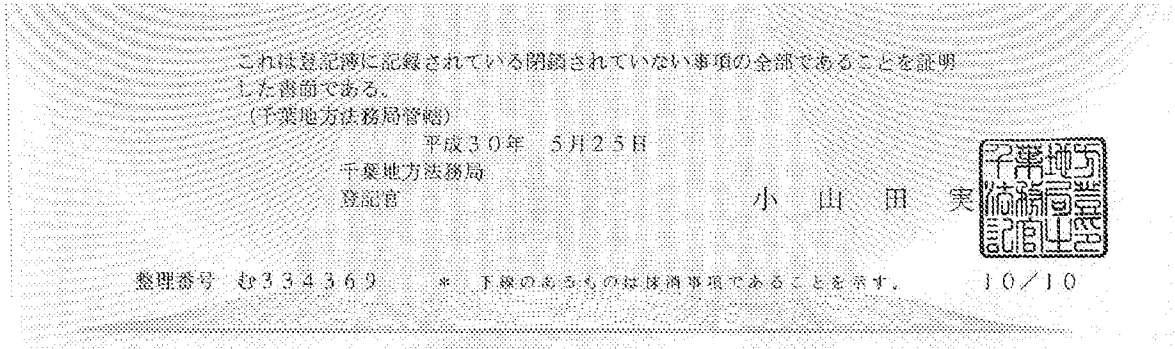
Certificate of All Historical Matters (Translation)

956-1, Nishi-hirai, Nagareyama-shi, Chiba
Advanced Material Technologies, Inc.

Corporate Number 0400-01-038485

Trade Name Youtec Co., Ltd.
Advanced Material Technologies, Inc.

Changed on May 9, 2018
Registered on May 18, 2018



This instrument certifies that the foregoing statements are all the matters that have been recorded in the corporate registry and remain unremoved for the abovementioned entity.

(Jurisdiction of Chiba District Legal Affairs Bureau)

May 25, 2018

Chiba District Legal Affairs Bureau

Registrar Minoru Oyamada (with official seal)

Reference No. MU334369

* Underlined sections indicate deleted items.

10/10

履歴事項全部証明書

千葉県流山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

会社法人等番号	0400-01-038485	
商号	株式会社ユーテック	
	アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社	平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記
本店	千葉県流山市南流山六丁目2番地の3	
	千葉県流山市大字西平井956番地の1	平成 9年 5月14日移転
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
		平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記
会社成立の年月日	平成4年3月3日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置、ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 2. 減圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 3. 大気圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 4. 環境関連装置並びに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 5. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに、海外製品の輸出、販売、保守 6. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業 7. ライセンス販売事業 8. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置並びに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 2. 減圧プロセス及び大気圧プロセスによる産業用装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 3. 環境関連装置ならびに、同関連機器の企画、設計、製造、販売 4. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに、海外製品の輸入、輸出、販売、保守 5. 金型、機械部品ならびに樹脂製品等の薄膜成膜などの受託加工 6. ウェハ受託加工等のファウンドリーサービス及び電子デバイスの製造販売 7. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業 8. ライセンス販売事業 	

	<p>9. 産業機械のプロセス、設計、製造、設置及び購入に関するコンサルタント</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>平成27年 6月25日変更 平成27年 7月 3日登記</p>	
	<p>1. 半導体・電子デバイス製造プロセス関連装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>2. 減圧プロセスおよび大気圧プロセスによる産業用装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>3. 環境関連装置ならびに同関連機器の企画、設計、製造、販売、レンタル</p> <p>4. 国内製品の輸出、販売、保守ならびに海外製品の輸入、輸出、販売、保守</p> <p>5. 金型、機械部品ならびに樹脂製品等の薄膜成膜などの受託加工</p> <p>6. ウェハ受託加工等のファウンドリーサービスおよび電子デバイスの製造販売</p> <p>7. 他社製造製品の改造、移設、保守等を含む再生、修理事業</p> <p>8. 知的財産に係るライセンスおよび販売事業</p> <p>9. 産業機械のプロセス、設計、製造、設置および購入に関するコンサルタント</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
発行可能株式総数	1768株	
	7600株	平成30年 5月 9日変更
		平成30年 5月18日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 903株	平成15年 9月19日変更
		平成15年 9月22日登記
株券を発行する旨の定め	当社は、株式に係る株券を発行する。	平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記
		平成30年 5月11日廃止 平成30年 5月18日登記
資本金の額	金2億2260万円	平成15年 9月19日変更
		平成15年 9月22日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 903株 A種優先株式 6697株 1. 剰余金の配当 (1) A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額	

	<p>相当額（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式無償割当て（会社法第185条に定める株式無償割当てをいう。以下同じ。）、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率7.0%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算として、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金の全部または一部を支払ったときは、当該配当額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、第1項に定めるA種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産が、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配額の全額を支払うのに不足する場合には、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、その有するA種優先残余財産分配額に比例して当該残余財産を分配する。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者には、その持株比率に応じて（但し、A種優先株式については、その時点において普通株式に転換されたと仮定して算定する。）残余財産を分配する。</p> <p>3. 普通株式と引換えにする取得請求権</p> <p>A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、A種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付することを請求することができるものとする。</p> <p>(1) 当初取得価額</p> <p>取得価額は、当初、1株につき株式取得時の1株当たりの払込金額とする。</p> <p>(2) 取得価額の調整</p> <p>(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p>
--	--

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数および株式分割により当社が保有する自己株式に割当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(i i) 当社普通株式の併合を行う場合には、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(i i i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって当社の普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（2）号において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「発行済普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式は全てその取得請求権または取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、発行済普通株式数に算入されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、上の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれ

	<p>それぞれ読み替える。</p> <p>(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当該株式の取得と引換えに当会社の普通株式を取得しうる株式を発行し、または当社が保有するそのような株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（iv）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され、それと引換えに普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式または新株予約権の取得と引換えに取得される当会社の普通株式1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の行使または新株予約権の取得の際に負担すべき金額として当社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また、割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本（v）による取得価額の調整は、当社または当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員若しくはアドバイザーに対してストックオプションの目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権（その目的とする普通株式の累計が、当該新株予約権の発行直後における当社の発行済株式総数（自己株式の数を控除するものとし、その時点において発行され当社が保有していない優先株式は全てその取得請求権または取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、また当社が保有していない新株予約権は全て行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ発行済株式総数に算入されるものとする。）の10%（但し、行使期間満了等により失効または当社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとし、また取締役会の全会一致でより大きな割合を定めた場合には当該割合とする。）以内である場合に限る。）には適用されないものとする。</p> <p>(b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、</p>
--	--

	<p>あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議をもって適切に行うものとする。</p> <p>(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、または資本金の額の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i) 前 (i) のほか、当会社の普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(i i i) 上記 (a) (i v) に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。</p> <p>(i v) 上記 (a) (v) に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使が行われた場合を除く。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。</p> <p>(e) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項の決定後、A種優先株主またはA種優先登録株式買権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。</p> <p>(3) 取得価額の調整を行わない場合 前 (2) 号の定めにかかわらず、A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。</p> <p>(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 A種優先株式の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> $\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$ <p>但し、A種優先株式の払込金額は、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</p> <p>4. 株式の取得条項（一斉取得） 当会社が、国内外の国際的に認知された金融商品取引所に対し株式公開すべき旨を取締役会の決議により決定し、上場申請を行った場合には、当会社は取締役会の決議をもって定める日にA種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、A種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付することができるものとする。この場合、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、かかるA種優先株式の払込金額（但し、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の総額を3に基づいて定められ</p>
--	--

	<p>るその時点における取得価額で除して得られる数（A種優先株主ごとに、1株未満の端数が生じた場合には、当該端数を四捨五入した数）とする。</p> <p>5. 議決権 A種優先株主は、当社の株主総会およびA種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年12月20日変更 平成18年12月21日登記</p>	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成22年 1月 1日設置 平成22年 1月14日登記</p>	
役員に関する事項	<p>取締役 本 多 祐 三 平成24年12月19日重任 平成25年 1月11日登記</p>	
	<p>取締役 本 多 祐 三 平成26年12月25日重任 平成27年 1月 5日登記</p>	
	<p>取締役 本 多 祐 三 平成28年 6月23日重任 平成28年 6月29日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成25年12月18日就任 平成26年 1月 6日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成27年 6月25日重任 平成27年 7月 3日登記</p>	
	<p>取締役 木 島 健 平成29年 6月19日重任 平成29年 6月23日登記</p>	

	取締役	遠藤 修一	平成26年 5月 9日就任
			平成26年 5月28日登記
	取締役	遠藤 修一	平成26年12月25日重任
			平成27年 1月 5日登記
	取締役	遠藤 修一	平成28年 6月23日重任
			平成28年 6月29日登記
			平成29年 6月19日退任
			平成29年 6月23日登記
	取締役	山本 尚之	平成29年 6月19日就任
			平成29年 6月23日登記
			平成29年12月31日辞任
			平成30年 1月15日登記
	取締役	日下部 直明	平成30年 1月 1日就任
			平成30年 1月15日登記
千葉県四街道市下志津新田2545番地682	代表取締役	本多 祐三	平成24年12月19日重任
			平成25年 1月11日登記
	代表取締役	本多 祐三	平成26年12月25日重任
千葉県四街道市下志津新田2545番地682	代表取締役	本多 祐三	平成27年 1月 5日登記
			平成28年 6月23日重任
千葉県四街道市下志津新田2545番地682	代表取締役	本多 祐三	平成28年 6月29日登記
			平成28年 6月29日登記
	監査役	古山 晃一	平成26年 5月 9日就任
			平成26年 5月28日登記
			平成27年 3月29日辞任
			平成27年 4月 8日登記

	<p>監査役 瀬田 義雄</p> <p>監査役 瀬田 義雄</p> <p>監査役 井手 幸夫</p>	<p>平成27年 3月30日就任</p> <p>平成27年 4月 8日登記</p> <p>平成27年 6月25日重任</p> <p>平成27年 7月 3日登記</p> <p>平成29年12月31日辞任</p> <p>平成30年 1月15日登記</p> <p>平成30年 1月 1日就任</p> <p>平成30年 1月15日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年12月20日設定 平成18年12月21日登記</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月18日登記</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成30年 5月 9日設定 平成30年 5月18日登記</p>	
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>

千葉県流山市大字西平井956番地の1
アドバンストマテリアルテクノロジーズ株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年11月25日移記

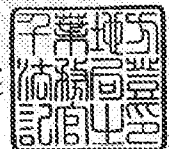
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(千葉県地方務局管轄)

平成30年5月25日

千葉県地方務局
登記官

小山田実



整理番号 ち334369

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

PATENT